

議員の皆さまのための福利厚生制度

傷害総合保険

全国市議会議員 団体補償制度

ケガの 保険

保険期間 2025年8月1日 午後4時から1年間

団体割引

15%

メリット

- ① 割安な保険料で大きな補償!
- ② 被保険者の年齢にかかわらず、加入可能!
- ③ 年齢による補償額(保険金額)の制限なし!

本人型

本人型保険料月額

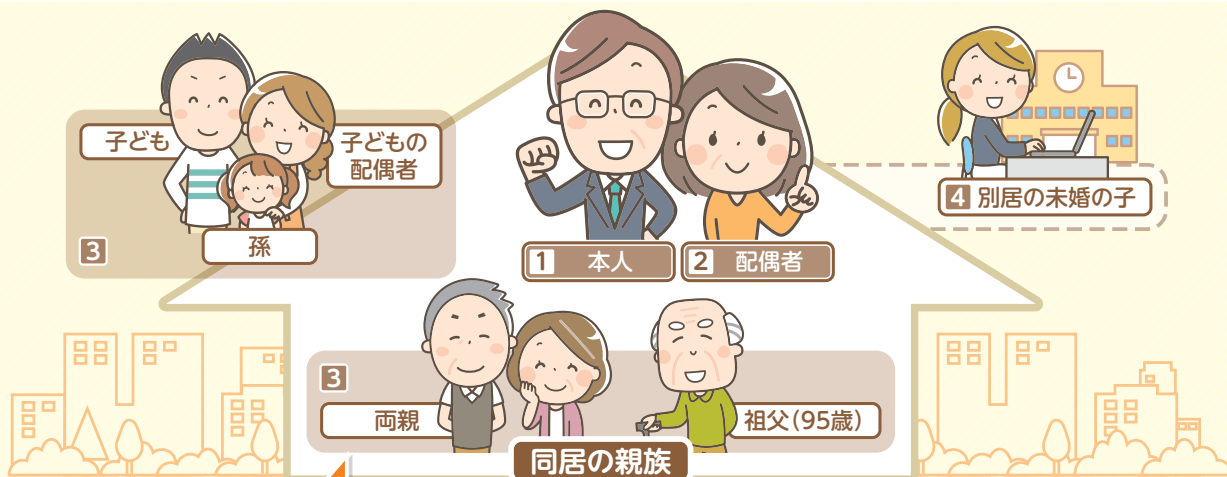
3,500円

夫婦型

夫婦型保険料月額

5,700円

家族型
もご用意!



- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族(※)
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 (※)親族:6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族

議員1人のお申し込みで
ご家族の皆さまを補償!

家族型
保険料月額

7,900円

ご加入の皆さまへ

2025年8月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

全国市議会議長会 全国市議会議員互助会(保険契約者)

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 電話 03-3262-5233

全国市議会議員団体補償制度の内容

1

補償の対象となる場合（例えば次の場合、補償の対象となります。）

■ ケガ

日常生活や議員活動中の事故によるケガ

車で移動中の事故によるケガ

自宅で誤って転倒によるケガ

地震によるケガ

スポーツ中の事故によるケガ

電車のホームでの事故によるケガ

■ 個人賠償責任^(※1)

以下のような事故により、法律上の賠償責任が発生した場合に対象となります。

お店の商品を誤って壊した

自転車で他人にケガを負わせた
(注)
2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

同居の子供や孫が他人のものを破損させた^(※2)

友人からかりているカメラを破損させた

線路内に立ち入るなどによって電車が運行不能となり、振替輸送費等が発生した

(※1) 職務遂行や自動車に起因するものなどは対象外となります。
(※2) 本人またはその配偶者と同居していること、もしくは別居の未婚の子であることが保険の対象の要件となります。

2

保険金をお支払いできる事例

保険金のお支払方法等重要な事項は、6ページの「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

	(団体補償制度における) 事故例	支払保険金額 ^(※) (職種級別A級の場合)
傷害事故	自動車の前輪が側溝に落ちて急停車。 頭を強く打ち、死亡	2,000万円 ^(※)
賠償責任	孫がバスケットボールで遊んでいて隣家のカーポートを破損	117万円 ^(※)

(※) 実際のお支払いはご加入の内容やおケガの状態により異なります。

3 制度の特長

POINT 本人型、夫婦型、家族型からお選びいただけます!

特長 1 日常生活や議員活動中の事故によるケガまで、24時間の安心補償!

特長 2 地震・噴火、これらによる津波に起因する死亡・後遺障害・入院・通院も補償します。

特長 3 **保険料が割安!**
保険料3,500円/月で最大死亡・後遺障害保険金額2,000万円の大きな補償!
(団体契約による割引^(※)がない場合と比較すると年間7,560円もお得です!!) (※) 団体割引15%

特長 4 ケガによる入院も10,000円/日の**定額補償!**(本人の場合)

特長 5 個人賠償責任は2億円まで補償!
(同居の家族も対象)

特長 6 加入手続きが簡単!
(医師の診査不要)

特長 7 中途加入も随時受付!
議員退職時に継続加入も可能!

4 保険金額と保険料

(保険期間1年、職種級別A級)(団体割引15%)

天災危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級～第3級)、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

プラン	本人型	夫婦型		家族型		
補償の対象者	本人	本人	配偶者	本人	配偶者	同居の親族と 別居の未婚の子
補償内容	保険金額	保険金額		保険金額		
死亡・後遺障害保険金額	2,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円
入院保険金日額	10,000円	10,000円	8,600円	10,000円	8,600円	4,600円
通院保険金日額	5,190円	5,190円	4,660円	5,190円	4,660円	2,350円
手術保険金	重大手術 の場合 入院保険金日額の40倍 重大手術 以外の場合 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外 来 の 手 術：入院保険金日額の 5倍					
個人賠償責任補償	最高2億円（自己負担額なし）					
月払保険料	3,500円	5,700円		7,900円		

- ・農林業作業、漁業作業、建設作業等の職業に従事されている方は、保険金額が上記より低くなります。金額については、取扱代理店にお問い合わせください。
- ・団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがあります。

全国市議会議員団体補償制度の内容

5 現職者の加入方法

保険始期（8月1日）から加入する場合

添付「加入申込書」を各市区議会事務局へご提出ください。

- 申込締切日 …… 議会事務局に2025年7月18日（金）必着
- 保険始期日 …… 2025年8月1日 午後4時から
- 保険料の支払 …… 2025年7月から毎月前月払（12回払）

中途加入の場合（保険期間の中途から毎月、月単位で、加入することもできます。）

添付「加入申込書」を各市区議会事務局へご提出ください。「加入申込書」は互助会に毎月25日必着とし、翌月1日から補償が開始されます。

契約の更新

保険期間の満期がきても、脱退の申し入れがない限り、自動的に継続となります。
（以後1年ごとの自動継続となります。）契約切れの心配がありません。

6 退職時に継続加入する方法

変更の方法

10月1日に退職して
継続加入を行う場合

9月25日

変更受付、書類提出締切

10月1日

変更日（退職による継続）

退職者の初回振替は
2か月後となります！

12月27日*

10月分保険料の口座振替

1月27日*

11月分保険料の口座振替

〈提出が必要となる書類〉

- ①変更・脱退通知書 ②預金口座振替依頼書

上記各用紙は各市区議会事務局もしくは取扱代理店までご請求ください。

特にご注意いただきたい点

- 口座引き落としについて
 - ・変更後の保険料は、毎月27日（※）にご指定いただきます口座から振替となります（初回振替は、変更日の属する月の翌々月27日。）。残高の不足等により口座振替が不能となった場合は、翌月27日に2か月分の振替を行います。それでも振替ができない場合には、契約が遡って無効となり、その間に発生した事故に対して保険金が支払われなくなりますので、ご注意ください。
 - （※）土・日・祝日の場合は翌営業日となります。
- 住所変更について
 - ・更新時のご案内等、重要な事項についてはお届けの住所に直接送付します。そのため、住所が変更となった場合は、必ずパンフレットに記載の取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

7 家族型、夫婦型または本人型へのプラン変更方法

プラン変更は8月1日補償開始時、または退職後継続時にのみ可能です。

- 「変更・脱退通知書」のプラン変更欄に記入・押印ください。

8

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

団体補償制度にご加入いただいた皆さまが
ご利用いただける各種無料電話サービスです。



サービスメニュー・内容

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、
SOMPOホールディングスグループで共同経営するサービスです。

- 健康・医療相談サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス (予約制)
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
 - 人間ドック紹介・予約
全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。
 - PET 検診紹介・予約
がんの早期発見につながるという注目をされているPET 検診に関するご質問にお応えします。また全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。
 - 郵送検査紹介
ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。
- 介護関連相談サービス
介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。
- 法律・税務・年金相談サービス (予約制)
法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。
- メンタルヘルス相談サービス
臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。
- メンタルITサポート
(WEBストレスチェック) サービス
ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。
- こどものお悩みほっとライン

たとえば
こんなとき

旅先で急病に
かかった場合に
最寄りの病院を紹介
してくれないかな？

健康や医療に
関する悩んで、
職場や友達には相談
しにくいんだよね…。

法律・税金の
相談が気軽に
できれば便利
なんだけども…。

こんな
サービスが
受けられ
ます

医療機関情報
提供サービス

旅先での最寄りの
医療機関情報をご提供します。

健康・医療
相談サービス

看護師が
電話で親切に
対応します。

法律・税務・年金
相談サービス

提携の弁護士、
税理士などが
アドバイスします。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者が提供します。
- (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
- (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注5) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になる場合があります。
- (注6) 1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。

- (注7) 対応者の指名はできません。
- (注8) ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。
- (注9) 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- (注10) ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービスの電話番号までご連絡ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：全国市議会議員互助会
- 保険期間：2025年8月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：議会事務局に2025年7月18日（金）必着
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：市区議会議員および現職時からご加入されていた退職議員の皆さま
 - 被保険者：市区議会議員および現職時からご加入されていた退職議員の皆さま
 - 【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も補償の対象となります。
（※）被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - 【夫婦型】被保険者本人の配偶者も補償の対象となります。
（※）被保険者本人との続柄はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - 【本人型】被保険者本人のみが補償の対象となります。
- お支払方法：市区議会議員 2025年7月分の議員報酬からのお支払いとなります。（12回払）
退職議員 2025年10月27日（月）に指定口座から振替を行います（12回払。毎月27日振替（※））。
口座振替ができなかった場合には、継続加入が無効となる場合がありますので、詳細は4ページをご確認ください。
（※）土・日・祝日の場合は翌営業日となります。
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の各市区議会事務局までご提出ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	書類の提出は不要です。 前年のプラン等条件につきましては、現職議員の方は前年度の「加入者証」で、退職議員の方は送付した「内容変更依頼書」でご確認ください。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*	前年と条件を変更する場合、現職議員の方は議会事務局までお申出ください。 退職議員の方は「内容変更依頼書」に記載のうえ、ご提出ください。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない場合、現職議員の方は議会事務局までお申出ください。 「退職議員の方は「内容変更依頼書」に記載しご提出ください。

- ※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。ご不明点は都市企画センターまでお問い合わせください。
- （注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、11ページの職種級別表でご確認ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日（25日過ぎの受付分は翌々月1日）から2026年8月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の前月の議員報酬からのお支払いとなります。（毎月払い）
 - 中途脱退：市区議会議員 この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の各市区議会事務局へご連絡ください。
退職議員 都市企画センターへご連絡ください。
 - 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
 - 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
 - ご継続加入について：保険金の請求状況によっては、ご継続をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。
 - 退職時の継続加入：退職をした時に、継続して加入することが可能です。その場合は、「変更・脱退通知書」および「預金口座振替依頼書」をご提出いただきますので各市区議会事務局までお申し出ください。

補償の内容 [保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合]

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
（注）保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【急激かつ偶然な外来の事故によるケガについて】

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 - 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 - 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【傷害保険について】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸部(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金(重度後遺障害のみ)	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表(8ページ上を参照ください。)に記載する後遺障害等級の第1級もしくは第2級または第3級に掲げる後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝ 死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(78%～100%) (※)後遺障害等級限定補償特約(1-3級)をセットしています。	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1) ②先進医療に該当する手術^(※2) 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) 重大手術^(※3) 手術保険金の額＝入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりず。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝ 通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

【後遺障害保険金の別表について】

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀(そ)しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとし、以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀(そ)しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	78%

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】 続き

【賠償責任について】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (国内外補償) (注)	日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ. イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など (※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1) 次のア.からエ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車^(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用語のご説明

用 語	用語の定義
先 進 医 療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kanan.html)
治 療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通 院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配 偶 者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親 族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未 婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免 責 金 額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. ワーリングオフ

この保険は団体契約であり、ワーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入申込書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入申込書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者ご本人の職業または職務
★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
※告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入申込書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞
- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) 続き

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2025年8月1日午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに事故サポートセンターまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

(注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受割合につきましては、取扱代理店へお問い合わせください。

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社(幹事)
東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください。(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。(P.9★参照)
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。	

【家族型・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】

- ☐ 被保険者の範囲についてご確認ください。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

事故にあわれたときは

- (1) 保険金のお支払いについての業務は、損保ジャパン（引受幹事保険会社）が行いますので、ケガや賠償事故がおきた場合は、すみやかに損保ジャパン事故サポートセンターまでご連絡ください。
 - ① 事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知のない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ② 賠償事故等に関わる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
 - ③ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (2) 事故のご連絡を受付後、損保ジャパンより保険金請求書類一式を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、損保ジャパン事故サポートセンターまでご提出ください。
- (3) 保険金は損保ジャパンから請求者に直接お支払いします。
- (4) ご不明な点については、損保ジャパン事故サポートセンターまでご相談ください。

制度名称【全国市議会議員団体補償制度】

事故発生時の連絡先

損保ジャパン 事故サポートセンター

0120-727-110

受付時間：24時間365日

団体補償制度の事故の報告をLINEで行う方は
こちらからお手続きください。
報告の際は、下記の証券番号をご入力ください。

LINEの
保険金請求は
こちらから



事故が起こった場合は、ただちに上記事故サポートセンターまでご連絡ください。

証券番号：912510A222

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

【ナビダイヤル】 **0570-022808** <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

お問い合わせ先 【保険の相談・連絡窓口】

【保険契約者】

全国市議会議長会
全国市議会議員互助会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
TEL 03-3262-5233

【引受幹事保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第三課
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

〒160-8338
東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 050-3808-5528

【取扱代理店】

加入内容についての
照会・各種事務手続きについて

（有）都市企画センター

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

〒162-0822
東京都新宿区下宮比町2-28-328

TEL 03-5261-8539

○取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

○このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、契約者である団体が有している約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

○加入者証は大切に保管してください。また10月末になっても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。